附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百四十九号）は、廃止する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○総務省令第十四号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「次条第一項第十二号」を「次条第一項第六号、第七号の三、第十二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第七号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第四十条第一項第五号、第四十条の三第一項、第二項第三号及び第三項第二号並びに第四十九条並びに犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令（平成二十七年政令第三百九十三号）第一条第二項の規定に基づき、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第七十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

法務大臣　岩城　光英

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

目次中「第三十二条・第三十三条」を「第三十二条―第四十一条」に改める。

第一条中「という。」の下に「及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令（平成二十七年政令第三百九十三号。次条及び第三十九条において「令」という。）」を加える。

第二条中「法」の下に「及び令」を加える。

第四条中「第三十三条」を「第四十一条」に改める。

第五条中「又は閲覧請求書」を「、閲覧請求書又は審査申立書」に、「又は請求」を「、請求又は審査の申立て」に改める。

第三十三条を第四十一条とする。

第三十二条中「前条」を「第三十一条」に改め、同条を第四十条とし、第三章中同条の前に次の八条を加える。

（代表者等の資格の証明等）

第三十二条　審査申立人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、第三十五条の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第四十四条において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2　審査申立人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「第三十五条の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査申立人」とあるのは「参加人」と、「、総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（検察庁の長に対する審査の申立て）

第三十三条　法第四十条第一項第五号の法務省令で定める検察官の行為は、次の各号に掲げるものとし、同項第五号の法務省令で定める日は、次の各号に掲げる検察官の行為の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　法第十七条第一項に規定する要件を欠くものとして同項に規定する未支給の被害回復給付金の支給をしない旨の決定　当該決定があったことを知った日の翌日

二　法第二十三条第四項の規定による被害回復事務管理人を解任する旨の決定　当該決定があったことを知った日の翌日

三　前二号に掲げるもののほか、法に基づく手続に係る検察官の行為で処分その他公権力の行使に当たるもの　当該行為があったことを知った日の翌日

（審査申立書の記載事項）

第三十四条　法第四十条の三第二項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　犯罪被害財産支給手続若しくは外国譲与財産支給手続の表示又は第七条第一号若しくは第三十条第一号に規定する決定の表示

二　審査申立人の氏名又は名称及び住所

三　法第四十条第一項第一号若しくは第二号に定める公告があった日、同項第三号若しくは第四号に定める送達があった日又は前条各号に定める決定若しくは行為があったことを知った日

四　審査の申立てに係る処分等をした検察官の教示の有無及びその内容

2　法第四十条の三第三項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　犯罪被害財産支給手続又は外国譲与財産支給手続の表示

二　審査申立人の氏名又は名称及び住所

3　審査申立人が、法人等である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査の申立てをする場合には、審査申立書には、法第四十条の三第二項第一号及び第二号並びに第一項各号に掲げる事項又は法第四十条の三第三項第一号及び前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所（代理人が弁護士であるときは当該弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在地、代理人が弁護士法人であるときは当該弁護士法人の名称及び所在地並びにその業務を担当する弁護士の氏名）を記載しなければならない。

4　法第四十条第一項第一号から第四号まで又は前条各号に掲げる処分等についての審査申立書には、法第四十条の三第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第一項及び前項に規定する事項のほか、法第四十条第一項に規定する期間を経過した後に審査の申立てをする場合においては、同条第二項に規定する正当な理由を記載しなければならない。

（審査申立書に添付すべき書面）

第三十五条　審査申立書には、審査申立人が法人等である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査申立人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、審査申立人が代理人によって審査の申立てをする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（意見書の提出）

第三十六条　法第四十四条において読み替えて準用する行政不服審査法第三十条第二項に規定する意見書（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見書を送付すべき審査申立人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2　法第四十四条において読み替えて準用する行政不服審査法第三十条第三項の規定による意見書の送付は、意見書の副本によってする。

（交付の求め）

第三十七条　法第四十四条において読み替えて準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　交付に係る法第四十四条において読み替えて準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類（以下「対象書類」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二　対象書類又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）